

名古屋市住宅都市局

木造住宅密集地域の助成制度

「主な木造住宅密集地域」の防災性を高めるため、下記の支援を行っています。

※対象地域は、裏面に記載しております。

① 老朽木造住宅除却助成

昭和56年5月31日以前に着工し、住宅として使用している、又は、申請日の1年以内に使用していた木造住宅を除却する費用の一部を助成。

最大40万円（対象建物の除却費、延床面積×9,600円/㎡の低い額の1/3）

② 木密地域ブロック塀等撤去助成

道路に面する高さ1m以上のブロック塀等の撤去に要する費用の一部を助成。

最大15万円（対象ブロック塀等の撤去費の3/4、撤去延長×9,000円/mの低い額）

③ 生活こみち整備促進事業

狭あい道路に面した建物を建替える時等にできる後退用地を、一般の方が通れる通路として整備する場合、その費用等を助成。

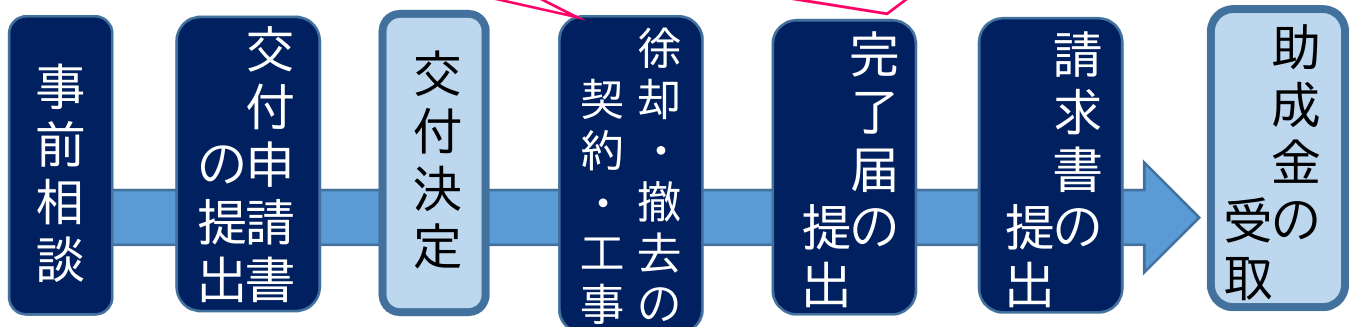
整備助成金5,400円/㎡、通路使用奨励金3,000円/㎡、量水器移設助成金83,500円/件等

①、②の手続きの流れ

※注意: 交付決定前に
契約締結・整備着手すると助成の対象になりません。

交付決定後に撤去などの契約をしてください

2月末期限: 老朽木造住宅除却助成、木密地域ブロック塀等撤去助成
3月末期限: 生活こみち整備促進事業



詳細はお問い合わせください ※③の場合、一部手続きが異なります。助成金の受取後、後退用地の維持管理が必要です。

名古屋市 住宅都市局 市街地整備課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(市役所西庁舎4F)

TEL:052-972-2759 FAX:052-972-4163

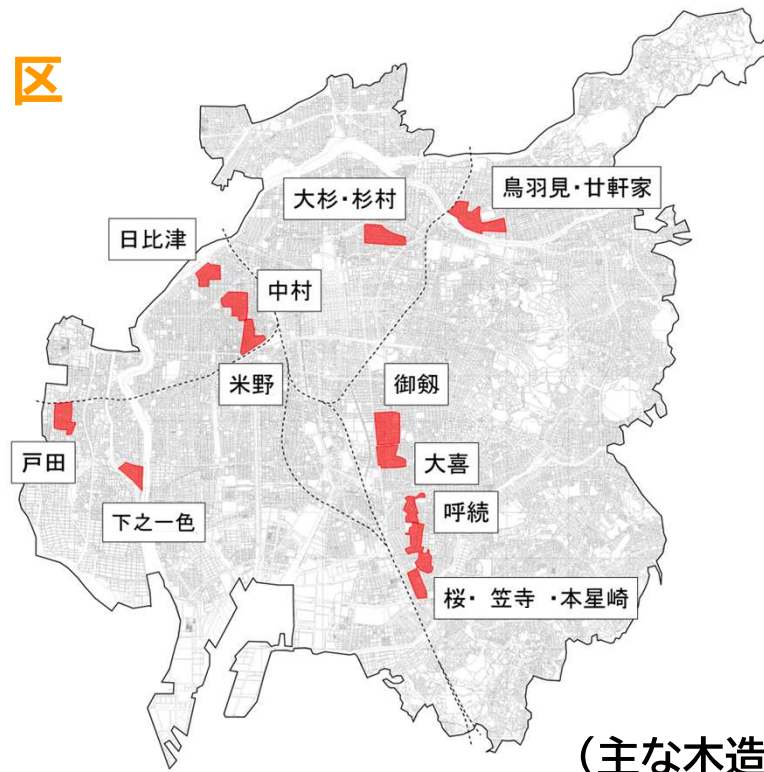
Email: a2746@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

支援制度の
詳細はこちら



名古屋市住宅都市局

対象地区



(主な木造住宅密集地域)

区名	町名	区分
北区	生駒町、大蔵町、大杉町、神明町、長田町、中杉町、東大杉町、東大曾根町 東長田町、東水切町、水切町	全域
	大曾根一丁目、紅雲町、志賀本通、城東町、杉栄町	一部
中村区	大秋町、上米野町、郷前町、大正町、中島町、則武本通、日比津町、深川町、松原町	全域
	黄金通、寿町、権現通、下米野町、太閤通、大門町、高道町、鳥居通、長戸井町、賑町 羽衣町、日吉町、本陣通、道下町、森田町、若宮町	一部
昭和区	滝子通	全域
瑞穂区	太田町、亀城町、雁道町、春敲町、大喜新町、大喜町、竹田町、直来町、船原町、平郷町 宝田町、豆田町、御劔町	全域
	上坂町、田光町、豊岡通、堀田通、瑞穂町	一部
中川区	戸田一丁目、戸田二丁目、戸田三丁目、戸田四丁目	全域
	供米田三丁目、下之一色町	一部
南区	西桜町、西田町、星園町、本星崎町、呼続二丁目、呼続三丁目、呼続五丁目、呼続元町	全域
	笠寺町、粕畠町、菊住一丁目、桜本町、寺部通、戸部町、鳥山町、白雲町、星崎町 本地通、前浜通、松池町、松城町、呼続四丁目	一部
守山区	市場、長栄、鳥羽見一丁目、鳥羽見三丁目、甘軒家、町北、町南、守山一丁目	全域
	鳥羽見二丁目	一部